

# 令和3年度神奈川県 サービス管理責任者・児童支援管理責任者 基礎研修〔後期〕開催案内・募集要領

講義 令和3年10月11日(月)～  
インターネット・ウェブ配信 予定 (eラーニング視聴・全コース共通)

演習 コース 日付 [令和3年]  
F7 11月11日(木)  
F8 11月12日(金)



定員：60名(各回共)

会場：神奈川県民ホール・大会議室等

- 申込み受付： 令和3年8月27日(金)開始、9月15日(水)消印有効。  
**今期は、神奈川県内の法人職員、個人のみ、お申込み可能です。**
- 申込み方法： インターネットの(公社)かながわ福祉サービス振興会公式サイト内、  
**サービス管理責任者等研修の申込みページのフォーム**から仮申込みをします。  
データの送信が完了すると、受領案内画面に、申込書PDFのダウンロードページの  
リンクが表示されます。ダウンロードした申込書類他、受講希望者分の必要書類を揃え、  
運営事務局まで配達証明が在る方法でご郵送ください。 **郵送物が届いた時点で正式申込みと  
なります。**  
※申込みサイトのコースの詳細ページでも、申込書類の揃え方を参照できますので、書類の提出漏れ  
が無いよう、良く確認の上ご郵送ください。
- 受講申込にあたっては、この案内の**令和3年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管  
理責任者研修 基礎研修 募集要領**に従って準備してください。

お申込みお待ちしております。

運営事務局



公益社団法人  
かながわ福祉サービス振興会  
Kanagawa Welfare Service Association

<http://www.kanafuku.jp>

〒231-0023

神奈川県横浜市中区山下町2-3日土地山下町ビル9階 tel : 045(227)7044 fax : 045(671)0295

# 目次

## 令和3年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修(後期開催コース)募集要領

1	目的	1
2	指定研修事業者	1
3	研修課程と募集定員	1
4	受講資格(研修対象者)	1
5	研修カリキュラム	2
6	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策	2
7	研修の実施方式、コース日程及び会場	2
8	受講料	3
9	「基礎研修」神奈川県指定研修事業者	3
10	申込みについて	3
11	受講の選考について	4
12	受講者の決定及び通知	5
13	事前課題	5
14	本人確認	5
15	効果測定	6
16	修了証書	6
17	その他の留意事項	6
18	個人情報の取り扱い	7
19	問合せ先、及び配置要件資料	7

注1) 講義映像の、放映会での視聴を希望される方へ

注2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策について

【放映会参加の方へのご案内含む、詳細】

# 令和3年度神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修(後期開催コース) 募集要領〔F7～F8コース〕

本研修は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が、神奈川県からの指定を受け、神奈川県が定めた「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づいて実施するものです。

## 1 目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の質を確保するため、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする。」

## 2 指定研修事業者

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会（指定番号 第002号）

## 3 研修課程と募集定員

研修課程：サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修

募集定員：120人（F7～F8コース、60名 x 2コース）

## 4 受講資格（研修対象者）等

### （1）基礎研修の受講資格（研修対象者）

サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修（以下「基礎研修」という。）の研修対象者は、指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者、又は、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者であることが定められています。

#### 【サービス管理責任者 基礎研修 受講資格（研修対象者）】

業 務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

#### 【児童発達支援管理責任者 基礎研修 受講資格（研修対象者）】

業 務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

## (2) 令和3年度の研修対象者

令和3年度は、サービス管理責任者等の実践研修が新たに始まることなどから、拡大する研修需要に対応し、県内の事業所のサービス管理責任者等の養成に集中するため、本年度の研修対象者は、県内の事業所に配置される予定の受講申込者のみとし、県外の事業所に配置される予定の方は対象外とします。

## 5 研修カリキュラム

令和3年度の基礎研修は、神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」（以下「事業実施要綱」という）で定める「サービス管理責任者基礎研修」及び「児童発達支援管理責任者基礎研修」の標準カリキュラムにより、原則として講義を1日、演習を1日の2日間の日程で、次のカリキュラムで実施します。

### 【基礎研修のカリキュラム】

- (1) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義
- (2) サービス提供プロセスの管理に関する演習

## 6 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた令和3年度研修実施方針

令和3年度の「基礎研修」の講義については原則、新遠隔教育システム等を活用し、遠隔化により行います。技術的な理由等で遠隔化による講義の受講ができない受講者への対応として、十分な感染防止対策を実施した上で、所定の会場で講義映像を視聴する放映会方式を実施します。

演習については、遠隔教育システム等の活用は困難であることから、十分な感染防止対策を実施した上で、小規模・分散化による集合研修方式で実施します。

## 7 研修の実施方式、コース日程及び会場

### (1) 講義の実施方式

講義は、次のア及びイの方法により実施し、受講者は、いずれかの講義を受講するものとする。

#### ア 講義（映像配信）

指定研修事業者が収録し、所定のインターネット上（以下、ウェブ）の遠隔教育システム（以下、eラーニングサイト）において配信する講義映像を、受講者は各自可能な環境下に於いて、一定期間内（演習日の前日まで）に視聴する。

#### イ 講義（放映会）

ウェブでの視聴が困難な受講者については、運営事務局への申し出により、運営事務局が指定事業者に指定する日程・会場で、同講義映像を視聴する。

### (2) コース日程及び会場

日程：講義／令和3年10月12日（火）～ インターネット特設サイトにて視聴。

※ネット視聴不可の方には、放映会を開催いたします。（申出事対応）

演習／令和3年11月11日（木）、11月12日（金）

全コース共に 9:30～19:00（予定）

※上記時間は、昼休憩 50分を含めています。

会場（F7～F8コース共に）：神奈川県民ホール大会議室（横浜市中区山下町3-1）

○本研修は本会を含め神奈川県指定を受けた3研修実施機関が合同で講義の視聴を実施し、後期全8コースを分担して実施します。どのコースも研修内容は同一で、振興会では、上記F7～F8の2コースを担当いたします。

○本会以外のコースを希望される場合には、9の事業者一覧を参照し、それぞれの研修事業者のホームページから募集要領等を入手して、正しくお申込みください。

注：一人の方が複数の研修事業者に同時に申し込む事は出来ません。

## 8 受講料

受講料： 22,000円（税込）

※受講費用は前払いの銀行振込みとなります。振込先は受講決定通知時にお知らせいたします。  
※納付済の受講料については、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。  
※受講料の振込手数料・会場までの交通費その他については受講者負担にてお願いします。

## 9 「基礎研修」神奈川県指定研修事業者

- (1) 「基礎研修」を担当する指定研修事業者  
今年度は、次の3研修事業者が本研修を実施します。
- (2) 募集期間・内容  
全3事業者共通です。
- (3) 研修の申込み  
受講希望者は複数研修機関にまたがったの申込みは出来ません。希望日程を確定してから、その開催運営機関に申込みをしてください。複数の運営機関への同時申込みが発覚した場合は受講選別対象から除外されます。

### 【指定研修事業者一覧】

	研修事業者	事業者連絡先
1	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 (指定番号：001)	連絡先 TEL：045-534-6215 URL： <a href="https://www.kfkc.jp/">https://www.kfkc.jp/</a>
2	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 (指定番号：002)	連絡先 TEL：045-227-7044 URL： <a href="https://www.kanafuku.jp/">https://www.kanafuku.jp/</a>
3	特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構 (指定番号：004)	連絡先 TEL：046-240-1961 URL： <a href="http://www.stro.or.jp/">http://www.stro.or.jp/</a>

## 10 申込みについて

### (1) 申込方法

#### ア 法人一括申込みの場合

- (ア) 法人の申込担当が受講希望者を取りまとめ、当法人の研修開催案内サイトの申込みフォームで仮申込みをしてください。仮申込みが完了すると、受領案内画面に、申込書PDFのダウンロードページへのリンクが表示されます。（表示されない場合は送信がされていないなどエラーの可能性あります。）登録の際の受講者アドレスは、受講希望者本人と連絡が取れる、固有のものを記入してください。
- (イ) 受講希望者の「令和3年度神奈川県サービス管理責任者等研修 基礎研修 受講申込書」をダウンロードし、内容を確認、必要ならば追記、修正をします。受講希望者全員分の受講申込書と必要添付書類が用意できたら、「申込書類確認書」で、全員分の全書類を揃えたかをチェックし、一括して郵送(正式申込み)してください。郵送は必ず配達記録が残る方法でお願いいたします。

イ 個人申込みの場合 ※選考基準で優先順位は下がりますが、個人で申し込みすることも可能です。

(ア) 受講希望者本人が、研修開催案内サイトのフォームから仮申込みをしてください。

(イ) 住所、連絡先電話番号、FAX番号、e-mail アドレスは受講希望者本人と連絡が取れるものを記入してください。仮申込みが完了すると、受領案内画面に、申込書PDFのダウンロードページへのリンクが表示されます。(表示されない場合は送信がされていないなどエラーの可能性あります。)

(ウ) 受講希望者の「**令和3年度神奈川県サービス管理責任者等研修 基礎研修 受講申込書**」をダウンロードし、内容を確認、必要ならば追記をします(手書きも可)。受講申込書(個人印の押印必須)と必要添付書類が用意できたら、「申込書類確認書」にも記載をし、全書類を揃えたかをチェックし、郵送(正式申込み)してください。郵送は必ず配達記録が残る方法でお願い致します。

## (2) 申込必要書類

受講申込書は、仮申込みの後にダウンロードしていただくPDFの書類になります。仮申込みで入力された受講希望者の詳細があらかじめ記載されています。(記載事項に変更をする場合はその用紙を訂正してください)

その他、本人確認書類(14 本人確認を参照)、申込書類確認書が必要となります。不足がないように揃えてください。不備があると申込みの受付ができません。

## (3) 送付方法

仮申込みはサイトから行いますが、正式な申込み書類は、すべて郵送の受付になります。  
※特定記録郵便や簡易書留等で、期日までに下記送付先に確実に届くように郵送してください。※FAX、e-mail、電話では申し込みできません。

## (4) 申込期限

**令和3年 9月15日(水)** 当日消印有効 ※正式な申込書類の郵送期限です。

## (5) 送付先

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町23 日土地山下町ビル9階  
公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 福祉事業支援課 宛

※封筒表面余白に「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修受講申込書在中」と記載してください。

※巻末の宛先ラベルフォームを切り取って封筒に張り付けて使うこともできます。

## 1.1 受講の選考について

受講申込者が定員を超えた場合は、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」別紙1「神奈川県サービス管理責任者等 基礎研修 受講者選考基準」(次ページに掲載)に基づき受講者を決定します。

※上記選考基準により選考を行ったうえで、同法人内での優先順位を考慮します。よって選考の優先順位と法人からの優先順位は必ずしも一致しません。

神奈川県サービス管理責任者等研修  
基礎研修 受講者選考基準

神奈川県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の基礎研修の受講決定について、受講申込者数が定員を超過する場合は、次の選考基準により受講決定を行うこと。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、神奈川県と協議の上、決定すること。

〈選考基準〉

基準Ⅰ：法人からの受講申込者を優先し、定員に余裕があれば個人からの受講申込者を受講決定する。

基準Ⅱ：配置（予定）状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が未配置の既存事業所に、研修終了後、直ぐに、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ② 令和3年度に新規指定を受ける事業所において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ③ 令和3年度中に既存事業所のサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ④ 令和4年度に新規指定を受ける事業所において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ⑤ 令和4年度に既存事業所において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定の者
- ⑥ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される時期は未定の者

## 1 2 受講者の決定及び通知

○受講者は申込み内容を審査の上で決定し、申込み時に記載のあった連絡先に受講の可否の通知を郵送にて送付します。

○受講決定後の受講者の変更は認められません。

○受講決定等の通知は10月初旬に発送予定です。10月20日を過ぎても通知が届かない場合は、お申込みの研修運営事務局（F7、F8コース：かながわ福祉サービス振興会）にお問合せください。

○受講が不可となった方の申込書類は、当方にて適切に廃棄処分いたします。返却が必要な方は、お申込み時にその旨をお書き添えください。

## 1 3 事前課題

○本研修は第2日目研修までに事前課題があります。事前課題は、「神奈川県福祉サービス振興会公式サイト <https://www.kanafuku.jp> のサービス管理責任者・児童発達管理責任者基礎研修のページ」に掲載します。様式をダウンロードしてご使用ください。

## 14 本人確認

演習日程中に運転免許証等の公的機関発行の証明書による本人確認を行います。

**本人確認にあたり、有効な公的機関発行の証明書一覧**

	証明書等名称
1	住民票の写し
2	マイナンバーカード
3	健康保険証
4	運転免許証
5	年金手帳
6	パスポート
7	国家資格等を有する者については、免許証又は登録証等
8	生活保護受給証明書
9	在留カード等

※ご不明な点がある場合は、事前にお問合せください。

○申込み書類に証明書のコピー1部(運営事務局保管用)を所定のフォームに貼って添付の他、研修演習日に本証による本人確認をいたします。

※研修当日の確認方法については受講決定通知に合わせてお知らせします。

## 15 効果測定

講義(映像配信、又は放映会)時に簡易テストを、演習時には理解度確認の効果測定を行います。

## 16 修了証書

研修のカリキュラムを全て修了したと認められる者に、原則、研修最終日の研修終了後に手渡して修了証書を交付します。ただし、次に該当する場合には、修了証書は交付しないことがあります。

### (1) 講義

**ア 講義(映像配信)を受講した者が次のことに該当した場合**

講義終了後のテストの回答を提出していない場合

**イ 講義(放映会)を受講した者が次のいずれかに該当した場合**

(ア) 遅刻、早退をした場合

(イ) 著しく受講態度が悪く(私語、居眠り、携帯電話の使用等)、繰り返し注意されていた場合

(ウ) 講義終了後のテストの回答を提出していない場合

### (2) 演習

**ア 遅刻、早退をした場合**

**イ 著しく受講態度が悪く(私語、居眠り、携帯電話の使用等)、繰り返し注意されていた場合**

**ウ 事前課題を提出しない場合**

○受講希望者は、必ず申込みの際に、どの修了証書が必要かを申込書に記載してください

## 17 その他の留意事項

○受講決定者は全日程受講する必要があります。16に記載しているように、遅刻や早退、著しく受講態度が悪い(私語、居眠り、携帯電話や許可のないPCなどの使用等)、決められた期日までに事前課題を提出しないなどがある場合は修了証書を交付できませんのでご注意ください。また、通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、ご来場ください。



○自然災害（台風等）の悪天候等により、開講が危ぶまれる場合は、研修当日の午前7時に、神奈川県に警報が発令されていた場合、研修を中止・延期いたします。その他のお知らせがある場合は、申込時にご登録いただく、e-mail アドレスにご連絡いたします。@kanafuku.jp のつくメールアドレスからのメールは受信できるよう、予め設定をしておいてください。

- その他、受講申込書類に不備が見られた場合は、受講見送りいたします。ご注意ください。
- また、虚偽の内容により申込みをした場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。
- 指定居宅介護事業者等におけるサービス提供責任者は、サービス管理責任者に含まれないため、サービス管理責任者研修の対象者ではありません。
- 研修の受講順  
「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修」と「サービス管理責任者等補足研修」は、どちらを先に受講しても差し支えありません。

## 18 個人情報取り扱い

申込に係る書類に記載された個人情報については、本会個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき適正な管理を行い、本研修事務及び研修修了者名簿の管理以外の目的に使用することはありません。

- 申込み書類に証明書のコピー1部（運営事務局保管用）を所定のフォームに貼って添付の他、研修演習日に本証による本人確認をいたします。  
※研修当日の確認方法については受講決定通知に合わせてお知らせします。

## 19 問合せ先、及び配置要件資料

(1) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験や配置に関する  
問合せ先

※実務経験が該当するか等サービス管理責任者等の配置に関する問合せは、次のリストの、事業所を所管する指定権者の担当にお問合せください。

事業所 所在地域	指定権者（担当）連絡先
横浜市	〔障害者〕 横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課 e-mail: kf-syositei@city.yokohama.jp 〔障害児〕 横浜市子ども青少年局子ども福祉保健部障害児福祉保健課 TEL 045-671-4274
川崎市	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 ファクシミリ：044-200-3932 ※問い合わせはファックスのみでお願いします。
相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 TEL 042-769-9226
横須賀市	〔障害者〕横須賀市福祉部指導監査課 TEL 046-822-8411 〔障害児〕横須賀市子ども育成部幼保児童施設課 TEL 046-822-8223
上記以外 の市町村	(障害者・障害児共に) 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 TEL 045-210-4717・4732

### 実務経験証明書について

当研修の受講申込書に実務経験証明書を添付する必要はありません。

実務経験証明書は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所支援事業者等の指定申請を行う場合及びサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の変更を行う場合

# サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件

サービス管理責任者の実務経験要件 (○は国の基準で定められている実務要件、●は県で認めている実務経験要件)		児童発達支援管理責任者の実務経験要件 (○は国の基準で定められている実務要件、●は県で認めている実務経験要件)	
① 相談支援業務 5年以上	ア 相談支援事業に従事する者 ○地域生活支援事業○障害児相談支援事業○身体障害者相談支援事業○知的障害者相談支援事業	① 相談支援業務 通算5年以上 (うち*のない業務経験が通算3年以上)	ア 相談支援事業に従事する者 ○地域生活支援事業○障害児相談支援事業○身体障害者相談支援事業○知的障害者相談支援事業
	イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 ○児童相談所○身体障害者更生相談所○精神障害者社会復帰施設○知的障害者更生相談所○福祉事務所○発達障害者支援センター●保健所●市町村役場		イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 ○児童相談所○児童家庭支援センター○身体障害者更生相談所○精神障害者社会復帰施設○知的障害者更生相談所○福祉事務所○発達障害者支援センター●地域保健法に基づく保健所●市町村
	ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 ○障害者支援施設○障害児入所施設○老人福祉施設○精神保健福祉センター○救護施設及び更生施設○介護老人保健施設○地域包括支援センター○居宅介護支援事業所		ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 ○障害児入所施設○乳児院○児童養護施設○児童心理治療施設○児童自立支援施設○障害者支援施設○精神保健福祉センター  ○救護施設*○更生施設* ○老人福祉施設*○介護老人保健施設*○地域包括支援センター*  ●身体障害者療護施設●身体障害者授産施設●身体障害者更生施設●身体障害者福祉ホーム●身体障害者福祉センター●知的障害者授産施設●知的障害者更生施設●知的障害者通所療養●知的障害者福祉ホーム●知的障害児施設●第一種自閉症児施設●第二種自閉症児施設●知的障害児通園施設●盲ろうあ児施設●肢体不自由児施設(入所、通所)●肢体不自由児療護施設●重症心身障害児施設●指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)●知的障害者地域生活援助●精神障害者地域生活援助●地域就労援助センター●市町村から補助又は委託を受けている作業所等
	エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ○障害者職業センター○障害者就業・生活支援センター		エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 ○障害者職業センター○障害者就業・生活支援センター
	オ 特別支援教育における進路指導・教育相談の業務に従事する者 ○特別支援学校		オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)において相談支援の業務に従事する者 ○幼稚園○小学校○中学校○義務教育学校○高等学校○中等教育学校○特別支援学校○高等専門学校
② 直接支援業務 8年以上	カ 保険医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 居宅介護職員初任者研修以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等(※1)を有する者 (4) 上記アからオに掲げる業務に1年間以上従事した者	② 直接支援業務 通算8年以上 (うち*のない業務経験が通算3年以上)	カ 医療機関において相談支援業務に従事するもので、次のいずれかに該当する者 ○病院○診療所 ※社会福祉主事、相談支援専門員等、保育士、児童指導員、障害者社会復帰指導員であって、上記ア～オの実務経験年数が1年以上のもの
	キ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ●身体障害者更生施設●身体障害者療護施設●身体障害者福祉ホーム●身体障害者授産施設●身体障害者福祉センター ●知的障害者更生施設●知的障害者授産施設●知的障害者通所療養●知的障害者福祉ホーム●知的障害者地域生活援助 ●精神障害者地域生活援助 ●知的障害児施設●第一種自閉症児施設●第二種自閉症児施設●知的障害児通園施設●盲ろうあ児施設●肢体不自由児施設(入所、通所)●肢体不自由児療護施設●重症心身障害児施設●指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) ●地域就労援助センター ●市町村から補助または委託を受けている作業所等 ●小学校、中学校の特別支援学級のいずれかにおいて主に相談支援の業務に従事した者		
② 直接支援業務 8年以上	ア 施設及び保険医療機関等において介護業務又は訓練等の業務に従事する者 ○障害者支援施設○障害児入所施設○老人福祉施設○介護老人保健施設○療養病床○障害福祉サービス事業○障害児通所支援事業○老人居宅介護等事業○保険医療機関○保険薬局○訪問看護事業所	② 直接支援業務 通算8年以上 (うち*のない業務経験が通算3年以上)	ア 施設等において介護業務に従事する者 ○障害児入所施設○助産施設○乳児院○母子生活支援施設○保育所○幼保連携型認定こども園○児童厚生施設○児童家庭支援センター○児童養護施設○児童心理治療施設○児童自立支援施設○障害者支援施設  ○老人福祉施設*○介護老人保健施設*○病院又は診療所の療養病床関係病室*  ●身体障害者療護施設●身体障害者授産施設●身体障害者更生施設●身体障害者福祉ホーム●身体障害者福祉センター  ●知的障害者授産施設●知的障害者更生施設●知的障害者通所療養●知的障害者福祉ホーム●知的障害児施設●第一種自閉症児施設●第二種自閉症児施設●知的障害児通園施設●盲ろうあ児施設●肢体不自由児施設(入所、通所)●肢体不自由児療護施設●重症心身障害児施設●指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)●知的障害者地域生活援助●精神障害者地域生活援助●地域就労援助センター
	イ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 ○特例子会社○重度障害者多数雇用事業所		イ 事業所等において介護業務に従事するもの ○障害児通所支援事業○児童自立生活援助事業○放課後児童健全育成事業○子育て短期支援事業○乳児家庭全戸訪問事業○養育支援訪問事業○地域子育て支援拠点事業○一時預かり事業○小規模住居型児童養育事業○家庭の保育事業○小規模保育事業○居宅訪問型保育事業○事業所内保育事業○病児保育事業○子育て援助活動支援事業○障害福祉サービス事業  ○老人居宅介護等事業*  ●身体障害者居宅介護●知的障害者居宅介護●児童居宅介護●精神障害者居宅介護●身体障害者デイサービス●児童デイサービス●知的障害児施設●第一種自閉症児施設●第二種自閉症児施設●知的障害児通園施設●盲ろうあ児施設●肢体不自由児施設(入所、通所)●肢体不自由児療護施設●重症心身障害児施設●指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)●知的障害者地域生活援助●精神障害者地域生活援助●市町村から補助または委託を受けている作業所等
	ウ 特別支援教育における職業教育の業務に従事する者 ○特別支援学校		ウ 医療機関等において介護業務に従事する者 ○保険医療機関○保険薬局○訪問看護事業所
			エ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事するもの ○特例子会社*○助成金受給事業所*
			オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く) ○幼稚園○小学校○中学校○義務教育学校○高等学校○中等教育学校○特別支援学校○高等専門学校

サービス管理責任者の実務経験要件 (○は国の基準で定められている実務要件、●は県で認めている実務経験要件)		児童発達支援管理責任者の実務経験要件 (○は国の基準で定められている実務要件、●は県で認めている実務経験要件)	
② 直接支援業務 8年以上	エ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者  ●改正前の身体障害者居宅介護●改正前の知的障害者居宅介護●改正前の児童居宅介護●改正前の精神障害者居宅介護●改正前の身体障害者デイサービス●改正前の児童デイサービス  ●身体障害者更生施設●身体障害者療護施設●身体障害者福祉ホーム●身体障害者授産施設●身体障害者福祉センター  ●知的障害者デイサービスセンター●知的障害者更生施設●知的障害者授産施設●知的障害者通動寮●知的障害者福祉ホーム●知的障害者地域生活援助  ●知的障害児施設●第一種自閉症児施設●第二種自閉症児施設●知的障害児通園施設●盲ろうあ児施設●肢体不自由児施設(入所、通所)●肢体不自由児療護施設●重症心身障害児施設●指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)  ●精神障害者社会復帰施設●精神障害者地域生活援助  ●地域活動支援センター●市町村から補助または委託を受けている作業所等  ●小学校、中学校の特別支援学級のいずれかにおいて主に直接支援業務に従事した者		
	ア 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者  (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの(ホームヘルパー2級(現:介護職員初任者研修)以上に相当する研修を修了した者)  <b>(3) 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士</b> (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	①の相談支援業務と ②の直接支援業務の経験が 通算 5年以上	ア 次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格  (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの(ホームヘルパー2級(現:介護職員初任者研修)以上に相当する研修を修了した者)  (3) 保育士又は国家戦略特別区域限定保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者
③ 有資格者等	イ 上記①の相談支援業務及び②の直接支援業務に従事する者で、 <b>国家資格等(※1)による業務に3年以上従事している者</b>	①と②の経験が通算 3年以上	イ <b>国家資格等※1による業務に5年以上従事している者</b>  ①と②の経験が通算 3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

## (2) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者「補足研修」に関する問合せ先

研修事業者	事業者連絡先
特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者 ネットワーク (KCN) (指定番号: 003)	連絡先 TEL : 046-220-5380 URL: <a href="https://www.kcn.or.jp/">https://www.kcn.or.jp/</a>

注1) 講義映像の、放映会での視聴を希望される方へ

視聴の日にち・会場は、人数調整等の為、お申し出がありました方へ受講可能となりましたらご連絡いたします。

会場での視聴は、まる1日かかります。 予定時間は9:30~19:10ですので、各自お昼を取っていただくことや、コロナ感染拡大防止へのご協力等ございます。(注2参照) ご案内の内容をご理解の上、ご参加いただくこととなりますので、あらかじめご了解の上、お申し出ください。

注2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策について

○本研修については、受講者や研修スタッフ等の命と健康を守るため、令和2年5月13日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点について」、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」等を踏まえ、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を十分に実施した上で当該研修を実施いたしますので、受講生の皆様方のご協力をお願いいたします。

(1) 講義(放映会)及び演習の会場においてご協力をいただくこと

- ・受講受付時に体温の報告または検温をしていただく予定です。発熱が認められる場合は、受講をお断りする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・受講当日は、マスクの着用、手洗いや手指消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策にご協力ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、研修開催途中であっても、延期・中止となる場合があります。開催延期・中止となった場合は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会の公式サイト(<https://www.kanafuku.jp>)のお知らせ、また、サイト内サビ児管基礎研修のページにおいても、ご案内しますのでご確認ください。「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点について(令和2年5月13日付け厚生労働省事務連絡)」<http://www.mhlw.go.jp/content/000630840.pdf>

「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/taisyohousin0525.html>

## 【会場案内】

F7～F8コース 演習会場

神奈川県民ホール・6階大会議室 横浜市中区山下町3-1

みなとみらい線 日本大通り駅から徒歩5分

JR、横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅から徒歩9分



## 申込み書類郵送先ラベル

郵送宛先： 〒231-0023  
神奈川県 横浜市中区山下町23  
日土地山下町ビル9階  
公益社団法人かながわ福祉サービス振興会  
福祉事業支援課  
サビ児管 基礎研修 事務局

## 【編集発行】

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 福祉事業支援課

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町23日土地山下町ビル9階  
tel : 045(227)7044 fax : 045(671)0295 公式サイト : <http://www.kanafuku.jp>